

「第1回 探究活動成果発表コンテスト」 Q&A

主催者事務局

	質 問 事 項	回 答
1	募集要項の「応募規定」の「条件」には、「中学校入学以降の探究活動の成果を基本とします。」とありますが、具体的にどうということですか。	例えば、中学校2年生が1年生の時に行った探究活動の成果について応募することも可能であるということです。また、小学校から継続して調査・研究している内容のうち、中学校入学以降の成果をまとめたもので応募することも可能です。ただし、小学校の時の探究活動の成果のみをそのまま応募することはできません。
2	募集要項の「応募資格」には、「個人又は6名以内のグループ」とありますが、7名で応募することは可能ですか。	7名以上のグループでの応募はできません。必ず6名以内でお願いします。
3	複数の中学校に在籍する生徒で構成されるグループでの応募は可能ですか。	複数の中学校に在籍する生徒で構成されるグループで応募することはできません。
4	先生や専門家からのアドバイスをもらっても良いですか。	可能です。ただし、応募者が主体となって探究活動を行うこと、オリジナルで未発表の作品に限ることが条件となっているため、先生や専門家からアドバイスを受ける場合は、探究活動の方法や内容の方向性、資料のまとめ方などに関するアドバイスにとどめてください。
5	生成AIを使って発表スライドを作成しても良いですか。	募集要項の「応募規定」の「条件」では、「オリジナルで未発表(校内での発表を除く。)の作品に限ります。」となっていますので、生成AIを使って作成した作品そのものを応募することはできませんが、文章や画像の作成は可能です。ただし、AIが生成した文章の真偽や他者の権利侵害の有無については十分に注意し、必要に応じて出典を明示するなど、応募者の責任で取り扱ってください。なお、AIで文章や画像を生成した場合は、プロンプト(指示文)を記録し保管しておくことをおすすめします。加えて、生成AIで作った文章やスライドの構成をそのまま自分の成果物として発表することは控えてください。
6	発表スライドに動画を埋め込んだり、音声を入れても良いですか。	一次審査(書類審査)で審査対象となる書類は、すべてPDF形式での提出となるため、動画や音声を入れることはできません。ただし、一次審査を通過し、二次審査(発表会形式のコンテスト)に進んだ場合には、発表スライドの内容を具体化する意図であれば、動画や音声を追加することは可能です。なお、追加した場合でも10分以内という発表時間を守ってください。また、その際は形式によって再生できない場合があるため、事前に事務局へご相談ください。
7	学校は、応募書類についてどこまで確認する必要がありますか。	募集要項において、在籍校を通して応募することになっていますので、応募書類(①エントリーシート、②発表スライド資料)が揃っているか、データのファイル形式及びファイルサイズが適切かなどの確認をお願いします。
8	応募書類のデータ容量に制限はありますか。	ファイルサイズは「10MB以内」となっています。なお、ウェブ上の「申込フォーム」にその記載があります。
9	応募書類の提出後にデータの間違いに気づいた場合、修正版と差し替えをすることは可能ですか。	応募規約に修正に関する規定はありませんが、応募期間中(9月1日～30日)であれば差し替えは可能です。その際は、事務局へご相談ください。
10	二次審査(発表会形式のコンテスト)当日、感染症や体調不良、災害等により参加が難しい場合はどうしたら良いですか。また、グループのメンバーの一部が参加困難の場合はどうしたら良いですか。	感染症や体調不良、災害等により参加が難しい場合は、学校を通して(当日の場合は直接)速やかに事務局へご連絡ください。なお、連絡方法等については二次審査(発表会形式のコンテスト)の案内文書に記載し、参加者に周知する予定です。また、メンバーの一部が参加困難の場合でも、残りのメンバーで発表可能な場合の相談も含め、速やかに事務局へご連絡ください。
11	一次審査通過後に二次審査(発表会形式のコンテスト)を辞退することは可能ですか。	可能ですが、その場合には在籍校を通して速やかに事務局へご連絡ください。

12	写真やイラストを使用する際、著作権や肖像権で注意することはありますか。	応募者以外の人物が写っている場合は、応募者において必ず許可を受けてください。その際、作品は主催者ホームページやSNSで公開される可能性があることをあらかじめ本人に伝えておいてください。また、ネット上の画像(写真やイラストなど)を使用する場合にも著作権や肖像権の関係で掲載できない場合がありますので注意が必要です。また、公表されている参考文献などから文章等を使用する場合は、必ず発表スライド上に引用元を明記してください。
13	書籍の図表を引用したいのですが、著者の許諾は必要ですか。	出典を明記し、適正な引用の範囲内であれば法的に許容されますが、引用できない場合や許諾が必要な場合がありますので、詳細は著作権法をご確認ください。
14	一次審査(書類審査)を通過し、二次審査(発表会形式のコンテスト)に進んだ場合、発表スライドを修正しても良いですか。	応募書類を対象として一次審査が行われ、二次審査への進出が決定していることから、内容面を大幅に修正(追加・削除等)することはできません。ただし、文言の修正などの軽微な修正及びQ6の回答にあるように、発表スライドの内容を具体化する意図での動画や音声を追加することは可能です。その際は、10分以内という発表時間を守ってください。
15	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、ステージ上で、発表スライド以外の実物(製作した模型や標本など)を見せても良いですか。	Q6の回答と同様に、発表スライドの内容を具体化する意図で10分以内の発表の中で実物を見せることは可能です。ただし、準備時間の制約があるため、事前に事務局への確認が必要です。
16	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、グループ全員がステージに登壇し、分担して発表しなければなりませんか。	グループ全員が登壇することが望ましいですが、パソコン操作などを含めた役割分担を行い、代表者(1名又は複数名)のみの発表も可能です。
17	二次審査(発表会形式のコンテスト)当日の写真・動画の撮影は可能ですか。	写真・動画の撮影は可能ですが、肖像権等には十分にご留意ください。
18	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、発表後の質疑応答はありますか。	質疑応答の時間は設けません。
19	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、賞状はグループ応募の場合、メンバー全員がもらえますか。	賞状はメンバー全員分を用意しますが、閉会時の表彰では代表者に授与する場合があります。ただし、記念品については1グループにつき1点となります。
20	募集要項の「表彰」の「外部で開催される発表会」とは何ですか。	募集要項では、現時点で最優秀賞及び優秀賞の受賞者が招待を受けて、外部で開催される発表会での発表を予定しているとしていますが、決定次第、具体的な期日、名称などについてホームページ上でお知らせします。
21	二次審査(発表会形式のコンテスト)当日の観覧が可能なのはどのような人たちですか。	当日の観覧が可能なのは、教員及び生徒並びに当日の発表者の保護者を予定していますが、会場(いわき市文化センター大ホール)に設定する定員内となります。ただし、一般の観覧につきましては、現時点では予定しておりません。なお、観覧につきましては、改めてホームページ上でお知らせします。
22	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、当日の引率教員は必要ですか。	当日の引率教員については、現在検討中です。一次審査(書類審査)を通過した応募者の在籍校に対して個別にお知らせする予定です。
23	二次審査(発表会形式のコンテスト)では、当日の発表者の会場(いわき市文化センター)までの交通費は支給されますか。	会場までの交通費は支給されません。当日の発表者の負担となります。
24	このコンテストに応募したら、作品の著作権はいわき市教育委員会のものになってしまうのですか。	いいえ、著作権は引き続き「応募者」に帰属します。ただし、申込の際、応募規約の確認によって、主催者が広報や報告書作成のため無償で利用(ウェブ公開など)することに同意いただく形となります。
25	他のコンテストで賞を取った作品をこのコンテストに応募することは可能ですか。また、逆にこのコンテストに応募した作品を他のコンテストに応募することは可能ですか。	募集要項に「オリジナルで未発表(校内での発表を除く。)の作品に限ります。」とありますので、他のコンテストに応募した作品を本コンテストに応募することはできません。逆に本コンテストに応募した作品を他のコンテストに応募する場合は、他のコンテストの募集要項等の確認が必要です。
26	広報活動で資料が使われる際、名前を伏せることは可能ですか。	主催者は広報活動(ウェブサイト、SNS、報告書等)において、応募作品や発表内容を無償で利用する権利を有します。プライバシーの観点から氏名の伏せ字を希望する場合は、事前に事務局へご相談ください。